

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する議論の整理（案）

昨年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を

基本とする支援費制度がスタートした。本検討会では、このような支援費制度

が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策

について、昨年5月以降、回に渡り検討を進めてきた。以下は本検討会に

おける主な議論の整理である。

1 地域生活を支えるサービス体系の在り方

（1）地域生活を支えるサービス体系（住・生活・活動等）の基本的な視点

○ 21世紀の共生社会では、障害のある人もない人も、地域で共に暮らし、

共に働く社会を目指すべきである。

○ 障害者が地域で生活を送るためにには、障害者自身が主体性を持って生活

を送るための力をつけていくことが必要である。

また、そのためには、家族や職場等の協力をも重要である。

○ 障害者の地域生活を支えるものとしては、支援費等の公的サービスが

中心となるのは当然であるが、それのみならず、地域の様々な社会資源

を組み合わせることが必要である。

- 障害者が地域で暮らす上のニーズは、住まいの確保、生活支援、リハビリテーション、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範な領域にわたるものであり、施設の在り方も含め、地域生活を軸にサービス体系全体を再検討することが重要である。
- 地域性や専門性等に応じて市町村域、障害保健福祉圏域、都道府県域ごとに、適切なサービスや障害種別を越えて総合的に相談支援を行う機能を重層的に整備することが必要である。
- 障害者の地域での暮らしを推進するため、地域生活の体験の場など施設から地域生活へ円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、入所サービスから地域支援サービスへの財源配分を見直すことが必要である。
- 今般の障害者基本法の改正を踏まえ、都道府県や市町村の障害者計画等に障害者の地域生活支援の在り方について位置づけることが必要である。

(2) 住居支援

- 入所施設やグループホーム等からの移行先として、希望する者には、民間アパートや公営住宅で安心して暮らすことできるよう、本人や家主に対し緊急時に対応できる地域の支援体制を推進すべきである。

- 現行のグループホームには、軽度の障害者から介護が必要な重度障害者まで、様々な障害レベルの障害者が暮らしている。そのため、より多様な障害者のサポートが可能となるよう障害程度に応じて必要なサービスを提供できる新しいタイプのグループホームの類型を検討すべきである。

(3) 居宅生活支援

① ホームヘルプサービス

- 支援費制度において、ホームヘルプサービスについては、障害者が地域で暮らしに当たって重要なサービスであると位置づけられる。
- ホームヘルプサービスの利用量については、現在、市町村間に大きな地域格差があることから、他のサービスとの役割分担の見直しや国、都道府県の適切な支援により、サービスの底上げを図る必要がある。
- 人口当たり利用者数や一人当たりサービス利用量が大きく増加しており、例えば、児童ホームヘルプサービスの利用量の増加については、デイサービスやショートステイ等がうまく使えていないことが原因であるという面もある。このため、例えば、地域の特性に応じて柔軟な対応が可能となるよう、児童デイサービスについて中高生の利用を認める等の規制緩和を検討するなど、ホームヘルプサービスと他のサービスとを適切に

選択できる体制を整えることが必要である。

②ガイドヘルプサービス

- ガイドヘルプサービスの範囲については、障害特性を考慮するとともに、サービス提供の公平性や社会通念上の相当性を踏まえた上で、検討すべきである。
- ガイドヘルプサービスの単価については、身体介護の有無で大きな単価差があるが、有無の基準が必ずしも明確ではないため、区分の是非も含め、その在り方の見直し及び長時間利用に係る加算単価の見直しを検討すべきである。
- 事前に支給決定が必要な支援費制度によるガイドヘルプサービスでは、視覚障害者等のあらかじめ予期できないニーズに臨機応変に応えられない面があることを踏まえ、社会参加を支援する事業者の活用などにより、このようなニーズにも柔軟に対応できる仕組みへの移行の在り方を検討すべきである。

③視覚・聴覚障害者等の情報・コミュニケーション支援

- ノーマライゼーションの理念の下、生活のあらゆる場面で、情報・コミュニケーションが保障されることが重要であり、対人サービスとしての福祉施策での取組みにとどまらず、あらゆる公的分野をはじめ、民間を含

とりく
めた取組みが期待される。

○ 情報・コミュニケーション支援については、就労・就学・在宅での支援

いっそうすいしん
を一層推進すべきであり、視覚・聴覚障害者に対する手話、要約筆記、

おんやく てんやく だいひつ だいどくとう かくじゅう しえん おこな じんざい いくせい かくほ じゅうよう
音訳、点訳、代筆、代読等の拡充と、支援を行う人材の育成・確保が重要である。

○ 情報・コミュニケーション支援にあっては、技術革新により、利便性が

ひやくでき こうじょう かのうせい はんめん しようがいしや じょうほうかくさ しょう
飛躍的に向上する可能性と、その反面、障害者に情報格差が生じるお

りょうめん じょうほうか でんしか しんてん ともな しえん ないよう た
それの両面があり、情報化・電子化の進展に伴い、支援の内容を絶えず

こうしん くふう じしん ちから そだ ひつよう
更新していく工夫とともに、ユーザー自身の力を育てることが必要である。

(3) 就労支援

○ 障害者が、社会を支える一員となり、誇りを持って生きていけるように

ひじょう じゅうよう しようがいしや はたら ぎょうせい ちから
することは非常に重要であり、障害者が働くことを、行政の力のみ

ならず、障害者の就労支援を行う事業者と企業の協働により支援す

たいせいせい いび すいしん
る体制整備を推進すべきである。

○ 授産施設等から企業等での就労への円滑な移行が可能となるよう、地域

しうろううしえんきのう いつそう じゅうじつ きぎょうとう しうろうう ばあい
における就労支援機能の一層の充実、企業等へ就労した場合のジョブ

とう けいぞくてきしえん りしょく のち さいくんれん いちれん しうろううしえん
コーチ等による継続的支援、離職した後の再訓練など一連の就労支援シ

ステムの構築について検討すべきである。

- 障害者の多様な働き方の一つとして、在宅就労を活用することが重要であり、このため、障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成や、支援等の充実を図ることが必要である。
- 障害者が社会経験の機会を持ち、知識・情報を得ることが就労支援につながる面があることから、このような障害者をエンパワーメントする施策の充実について検討するとともに、その一環として、障害者がホームヘルパーの資格を取得し働くための支援などについて検討すべきである。

2 サービスを適切に供給するシステムの在り方

(1) ケアマネジメントの必要性

- 地域生活を総合的に支援するため、障害者のサービス利用を促進するとともに、本人のニーズを的確に把握し適切なサービスを提供し、また効果的な社会資源の開発などサービス基盤の充実を促すシステムとして、介護保険制度の例も参考にしつつ、ケアマネジメントの制度化を検討すべきである。
- 障害者の場合、ケアマネジメントの範囲としては、重点的に介護を必要

とする高齢者と異なり、支援費等の公的サービスのみならず、就労など
の広い分野を対象とするため、ケアマネジメントを担う者の専門性を
制度的に担保する仕組みについて、人材育成も含め検討すべきである。

- 地域の資源を効果的かつ公正にマネジメントするためには、ケアマネジメントについて、客観性・中立性があることが第三者からも明らかである
仕組みが必要である。
- 障害者自らがケアマネジメントする方が適切である場合もあることから、セルフケアマネジメントができる仕組みも導入すべきである。

(2) 権利擁護等の在り方について

- 障害者の地域での暮らしを支援するため、地域で暮らす障害者の権利擁護を必要とするケースや、その解決方策等の知識の普及を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの事業について一層の利用の促進を図るための方策を検討すべきである。

3 サービス供給を支える基盤の在り方

(1) 人材の育成・確保について

- 支援費制度の事業者については、今後の更なるサービス利用に応えるため、

参入促進が必要である一方、事業者の質と効率性の向上を図るため、

第三者評価や苦情解決の仕組みの強化を検討すべきである。

- 高齢者のサービスにはないガイドヘルプ、日常生活支援などは、地域によっては不足しているが、専門性の必要な分野とそうでない分野を分けた上で、公費である支援費の支給先としての透明性を確保しつつ、多様な主体によるサービスの提供や多様な支払方式も検討すべきである。

(2) 財源・利用者負担等の在り方

- 支援やサービスの充実は重要であるが、一方、資源は有限であるため、どのような支援が障害者には必要で、そのためにはどれくらい費用が必要なのかについて、国民が納得し得る社会的合意が必要である。
- 支援費制度については、その運営状態を十分踏まえた上で、利用条件や単価設定を見直し、より効率的にサービスが提供できる仕組みを検討すべきである。
- その上で、国は国庫補助金の所要額の確保に最大限努力すべきである。また、都道府県や市町村においても、所要額の確保に最大限配慮することが求められる。
- 利用者負担については、成人障害者の扶養義務者負担の見直しを含め、

利用者本人を中心とするものへの変更を検討する一方で、負担能力に
も配慮しつつ、施設入所の場合と地域で暮らす場合の負担のバランスや受
けたサービスの量とのバランスを踏まえた適正な負担の在り方を検討す
べきである。